

甲府市農業委員会 12月定例総会議事録

1. 日 時 令和6年12月26日(木) 午後2時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員(17名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 森澤 良直 2番 落合 洋子 4番 宮川 俊一 5番 興水 辰次 6番
芦沢 喜嗣 7番 小松 芳彦 8番 越石 和昭 9番 亀井 智 10番
關野 登 11番 佐々木 茂隆 13番 渡邊 元二 14番 野澤 洋子 15番
長田 正実 16番 菊島 建

4. 欠席委員(2名)

3番 土屋 三千雄 12番 西名 武洋

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 長澤 和利
 係 長 中村 勝
振興係 係 長 窪田 光洋
 主 任 田中 道仁

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和7年1月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告案件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について(市街化区域届出)
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について(市街化区域届出)
報告第4号 農地法第4条第1項の規定による届出について(許可不要)
報告第5号 耕作土搬入届出について
報告第6号 農用地利用集積契約の解約について

○事務局（長澤係長）

本日の総会は、委員定数 19 名中、17 名のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

それでは、只今から、甲府市農業委員会 12 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により会議を進めてまいります。

最初に、12 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は、1 番の森澤良直委員と、2 番の落合洋子委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、今月の案件について、先ほど事務局と打ち合わせしたところ、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

農地法第 3 条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま売買や贈与により、権利を移転するものであります。今月は、売買が 3 件、贈与が 1 件、合計 4 件でございます。

議案書 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地は、地図のとおり〇〇になりますが、〇か所になります。

申請地はこれまで、譲受け人の〇〇が農地銀行を利用し、農地を借りて、譲受け人と一緒に耕作しておりました。今回、農地銀行の貸借期間終了に伴い、〇〇を検討していた譲受け人が、申請地を取得し、農業経営を行っていききたいとのことであります。譲受け人は、農業経験が〇〇年あり、現在、〇〇㎡の農地で〇〇を栽培しております。取得後は〇〇㎡となり、申請地には今までと同様に〇〇を栽培していく計画であります。

なお、地図の上の方の〇箇所の農地につきましては、〇〇地域であります。現地は〇〇する農地との〇〇が〇〇となっており〇〇の所有者からは同意を得ております。また、申請人から「〇〇などの問題等が生じた場合は申請者が責任をもって解決する」と署名した書類を添付しております。

続きまして、議案書 2 番、地図は 2 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の周辺はすべて〇〇となっております。譲受け人は、これまで申請地を管理しておりましたが、譲渡し人である土地所有者が、〇〇を考えていたことから、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

譲受け人は、大型のトラクターの他、農機具等一式を所有し、現在は、申請地の周辺の農地〇㎡で、〇〇や〇〇を栽培しております。取得後は〇㎡となり、申請地においては〇〇を栽培していく予定であります。

続きまして、議案書3番、地図は3ページの3条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は、これまで申請地を管理しておりましたが、譲渡し人である土地所有者が、〇〇のため〇〇ことから、申請地を〇〇により取得し、〇〇したいとのことでございます。

譲受け人は、農業経験が〇年あり、現在、申請地の周辺の農地〇〇㎡で、〇〇を栽培しております。取得後は〇〇㎡となり、申請地では〇〇を栽培していく予定であります。

続きまして、議案書4番、地図は4ページの3条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受け人と譲渡し人は、〇〇であり、譲受け人は〇〇にあたります。〇〇はこれまで、申請地〇〇の〇〇が所有する農地と、申請地と一緒に管理しておりましたが、〇〇である譲渡し人が〇〇を考えていたことから、今回、〇〇が申請地を取得し、引き続き農業経営を行っていききたいとのことであります。

譲受け人は、農業経験が〇〇年あります。申請地では引き続き〇〇を行っていく予定でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成がありましたので、議案第1号については決定し、許可書の交付をして参ります。

次に、議案第2号「農地法第4条による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

農地法4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものでございます。今月は2件あります。

議案書2ページの1番、地図は5ページの4条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、〇側の〇〇は第〇種農地、その他は第〇種農地と判断いたしました。

申請人は、現在の〇〇が、〇〇となり、〇〇するため、自身が所有する農地のこの申請地に、〇〇を建築したいとのことであります。転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は6ページの4条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

申請人の〇〇が、〇〇となり、〇〇するため、その息〇〇は、申請人である〇〇を〇〇し、〇〇こととなりました。そして、今回、申請人である〇〇は、自身が所有する〇〇に、〇〇したいとのことであります。転用後は、〇〇を建築する予定であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成がありましたので、議案第2号については決定し、許可書の交付をして参ります。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。今月は、所有権移転が2件ございます。

議案書3ページの1番、地図は、7ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の周辺は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。譲受け人は、現在、〇〇ですが、〇〇することから、〇〇をさがしていたところ、申請地が〇〇いることから、申請地〇側の〇〇部分と併せて取得し、〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は、8ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。貸し人と借り人は、〇〇であり、借り人は〇〇です。

〇〇は、現在、〇〇ですが、〇〇に伴い、〇〇となったことから、〇〇の、〇〇が〇〇する申請地を〇〇して、〇〇を建築したいとのことであります。転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第3号農地法第5条による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。

賛成多数でありますので、議案第3号については、決定いたします。

なお、今回の案件については、いずれも1,000㎡未満ですので、山梨県農業会議に諮問する案件はありません。したがって、本農業委員会において許可書の交付をして参ります。

続きまして、報告事項、「報告第1号」から「報告第5号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の説明をいたします。

4ページから11ページまでは、11月11日から12月6日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法第4条、及び5条の届出、許可不要の届出、耕作土搬入の届出について、掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「報告第5号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第4号「令和7年1月告示分農用地利用集積計画について」、及び報告第6号「農用地利用集積計画の解約について」は、関連がありますので、一括して審議いたします。なお、議案第4号のうち、議案書19ページの7番及び32ページの34番の「利用権貸借」につきましては、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、〇〇委員並びに〇〇委員が関係する案件となりますので、採決の際、2名の委員につきましては、それぞれ一時退室をお願いいたします。

なお、議案書13ページの1番、「所有権移転」の案件につきましては、〇〇委員が関連する事案となりますが、本日、一身上の都合により欠席する旨の連絡がありました。つきましては、後ほど、事務局並びに私から補足説明をさせていただき、ご審議をお願いいたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

振興係の窪田です。それでは議案第4号の説明をいたします。

旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、所有権移転1件、新規設定12件、再設定33件、計46件の申し出がありました。農地中間管理事業を利用する案件はありませんでした。

議案書12ページの表は、所有権移転になります。〇〇地区からの申出がありまして、面積は〇㎡になります。

議案書14ページの表は、新規設定になります。〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区から

の申出がありまして、合計面積は 13,364 m²になります。中段の表、令和 6 年度の目標面積 118,600 m²に対し、設定面積は 126,807 m²、達成率は 107%になります。

続いて 15 ページの表は、再設定になります。〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出があり、合計面積は 54,532.08 m²になります。中段の表、令和 6 年度の目標面積 389,400 m²に対し、設定面積は 270,270 m²、達成率は 69%になります。

16 ページ 1 番から 21 ページ 12 番は新規設定になります。22 ページ 13 番から 23 ページ 15 番は再設定になります。23 ページ 16 番から 38 ページ 45 番は再設定の更新となります。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

まず、所有権移転の案件を説明します。13 ページ 1 番をご覧ください。

譲受人は、市内在住の〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、甲府市内で〇m²を耕作しています。当該農地は譲受人が所有する農地に〇〇しており、これまでは借り受けて耕作していましたが、今後も引き続き耕作を行うため、所有権移転をすることになりました。利用目的は、〇〇の栽培です。

譲受人は、認定新規就農者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて新規就農者の案件を説明します。

16 ページ 1 番と 2 番をご覧ください。借り手は、〇〇にお住まいの〇歳で、新規就農者です。令和〇年から〇〇の農業法人に勤務し、〇〇の栽培技術を身に着けました。現在は〇〇し、今後は〇〇となる予定です。当該農地では〇〇を栽培し、農産物は〇〇へ出荷する予定です。農業機械及び倉庫は〇〇から借りることです。就農後は年間〇〇日農業に従事する予定であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、21 ページ 12 番をご覧ください。借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。以前の当該農地の〇〇に〇〇ほど前から教えてもらいながら耕作しておりましたが、技術が身についてきたので農地を借りて、就農することになりました。当該農地では〇〇を栽培する予定です。必要な農機具は所有しており、就農後は年間〇〇日農業に従事する予定であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりになります。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 39 ページから 42 ページをご覧ください。今月は 8 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。解約の届けが提出されましたので報告いたします。説明は以上に

なります。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

それでは、ここで、地元委員より補足説明を求めます。まず、議案書13ページ、1番の「所有権移転」の案件につきましては、先ほどご案内したとおり、私より補足説明をさせていただきます。

1番の案件は、〇〇にお住いの〇〇でありまして、隣地の〇〇に譲りたいとのことで、〇〇引き受けましょう、ということで合意に至りました。本日、〇〇委員は一身上の都合により欠席されておりますが、事前にお話をお伺いしております。現地につきましても確認しております。内容につきましては事務局の説明のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

引き続き、16ページの1番及び2番の利用権貸借の案件について、里垣地区宮川委員より補足説明をお願いします。

○（宮川委員）

宮川です。

先ほど事務局から説明のとおりであります。〇〇歳で〇〇在住であります。農業法人で農業体験を行っていたようです。農機具等につきましては、〇〇よりお借りして行うとのことあります。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

引き続き、議案書21ページの12番、利用権貸借の案件について、であります。本来であれば、〇〇委員より補足説明をお願いするところありますが、本日は欠席の為、先ほどの事務局の説明のみといたします。

それでは、事務局及び地元委員からの説明が終わりました。こちら事前にご質問等の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないので、ここで採決をいたします。

議案第4号「令和7年1月告示分 農用地利用集積計画」について、議案書19ページの7番及び32ページの34番の、2案を除く案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案書19ページの7番、及び32ページの34番の2案を除く案件につきましては、決定して参ります。

次に、議案書 19 ページの 7 番の案件について採決を行います。

それでは、ここで關野委員は、退室をお願いします。

《 ○○委員 退室 》

それでは、議案書 19 ページの 7 番の案件について、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案書 19 ページの 7 番の案件につきましては、決定して参ります。

それでは、○○委員は入室して下さい。

《 ○○委員 入室 》

続きまして、議案書 32 ページの 34 番の案件について採決を行います。

○○委員は退室をお願いします。

《 ○○委員 退室 》

それでは、議案書 32 ページの 34 番の案件について、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案書 32 ページの 34 番の案件につきましては、決定して参ります。

それでは、○○委員は入室して下さい。

《 ○○委員 入室 》

なお、「報告第 6 号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、ご説明いたします。

議案書につきましては43ページ、地図につきましては9ページ、議案第5号「相続税の納税猶予申請地」をご覧ください。

申請農地の所在、地目、面積、申請者、相続人及び被相続人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

専業農業者であった被相続人より、令和○年○月○日に、今回、申請者である相続人が、議案書記載の農地を相続により、取得いたしました。相続した農地につきましては、申請人が生涯にわたり耕作をしていくということから、去る○月○日に租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が、甲府市農業委員会会長あてに提出されたところでございます。このため、去る○月○日に地元農業委員の「○○委員」立会いの下、申請人とともに「現地立会」を行い「耕作状況」の確認を行いました。

納税猶予を受けようとする「特例適用農地等」の○面は、○○、○面・○面は、○○、○面は、○○となっており、当該農地の耕作については、申請人と○○の○人で営農しており、○では、主に○○の○○等の栽培と○○で○○栽培を行っております。また、申請人は、年間約○○日、農業に従事している、とのことであり、今後も生涯にわたり農業を継続して行っていく、とのことあります。なお、登記地目と現況地目につきましても、一致しているところでございます。

以上のことから、申請人については、相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりました。こちら事前にご質問等の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないので、採決をいたします。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案第5号につきましては決定し、適格者証明書を交付して参ります。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

なければ、以上をもちまして、12月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。良いお年をお迎えください。

午後2時50分 閉会